

平成23年度
戦略的基盤技術高度化支援事業
(二次公募)
公募要領(抜粋版)
研究実施機関(中小企業)向け

※抜粋版は、事業管理機関が中小企業以外の機関(公益法人、大企業等)が担う場合において、研究実施機関(中小企業)向けに作成したものです。中小企業が事業管理機関も担う場合については、公募要領をご覧ください。

【受付期間】: 平成23年7月22日(金)～平成23年8月31日(水)

10:00～12:00、13:30～17:00／月曜～金曜(祝日を除く)

(※17時以降は受付に応じられませんので、ご注意ください。)

特に、受付最終日は混雑が予想されますので、時間に余裕をもってお越しください。)

【ご注意】

※1 この事業の応募対象となる研究開発は、「中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律」に基づく認定を受けた研究開発等計画を基本とする事業になります(詳細は、目次の枠内を参照)。

※2 この事業への提案にあたっては、事前に「e-Rad(府省共通研究開発管理システム)」への「研究機関の登録」及び「研究者の登録」が必要となります。

平成23年7月

経済産業省

目 次

ページ

1. 制度の目的	2
2. 応募対象者	3
3. 応募対象事業	3
(1) 中小企業要件 (2) この事業の研究開発計画 (3) 法認定計画との関係 (4) 過去に採択された法認定計画	
4. 再委託対象となる経費	4
(1) 労務費 (2) 事業費 (3) 一般管理費	
5. 研究開発期間と研究開発規模	4
6. 応募手続き等の概要	5
(1) 受付期間 (2) お問い合わせ先 (3) 提出書類 (4) 審査方法・基準 (5) 審査結果の通知 (6) 採択案件の公表 (7) その他応募に関すること	
【別表1】特定被災区域	6
【別表2】中小企業の定義	7
【別表3】審査基準	8
提案様式 (様式2-1、様式2-4、様式3-4、別紙)	9

法認定申請(変更認定申請を含む)は、随時受け付けています。この事業に応募するための法認定申請の締切日は、平成23年8月31日(水)(この事業の受付の締切日と同じ)とします。
なお、審査の結果、法認定されなかった場合は、この事業の応募に対する採択も行われません。
法認定申請を行う場合は、できるだけ早めに担当経済産業局等にご相談ください。
また、既存の法認定計画であっても、この事業に応募する研究開発期間が法認定計画の期間に包含されていない場合、法認定計画の変更認定申請が必要となります。

※法認定申請の詳細については、次のホームページをご参照ください。
http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/sapoin/portal/03_1nintaisinsei.htm

※担当経済産業局等へご相談いただいた際には、必要に応じ、中小企業基盤整備機構に取り次ぎます。

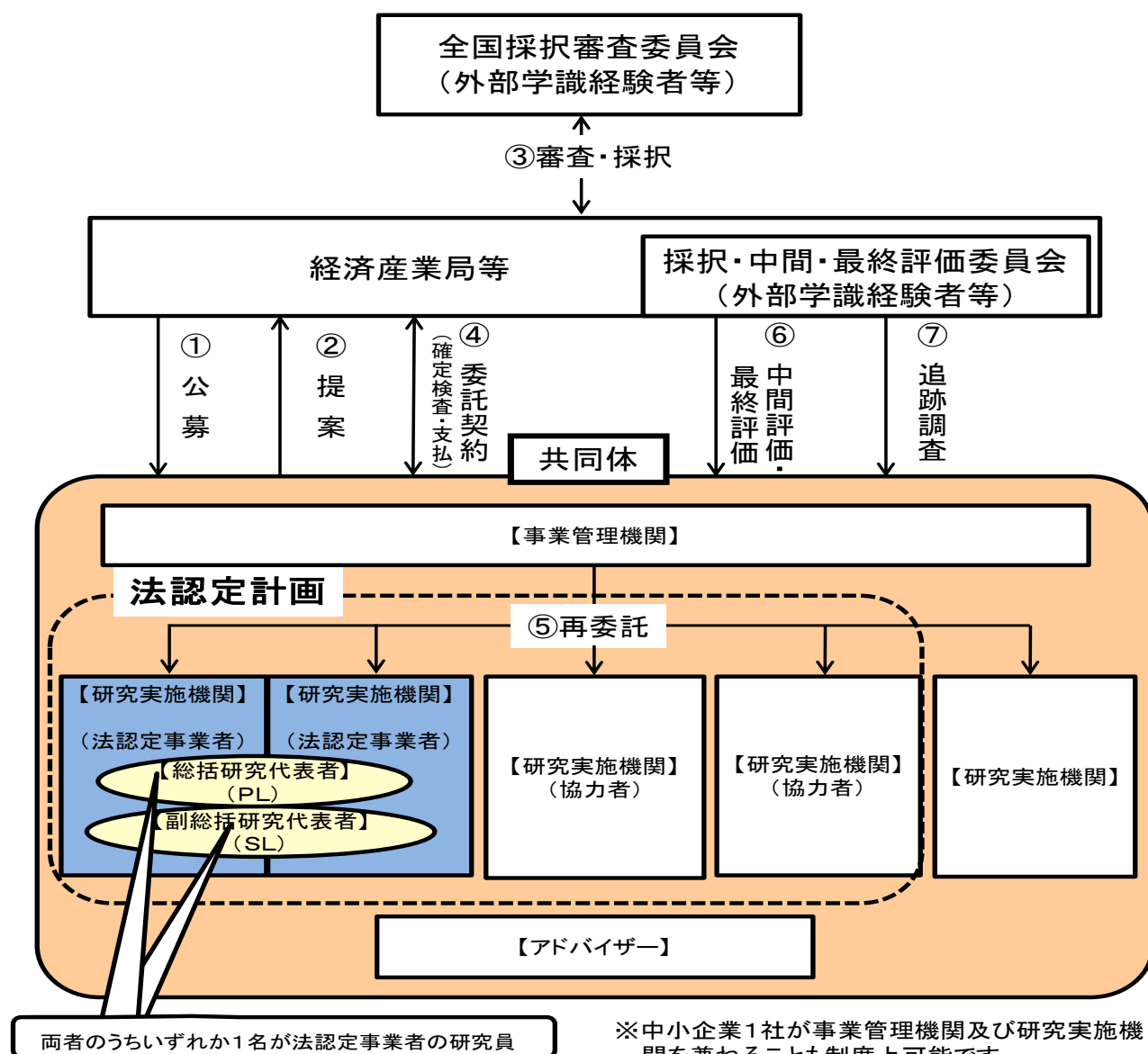
復興に向けた中小企業の新しい研究開発の取組みを支援するため、東日本大震災の被災地域を対象とした戦略的基盤技術高度化支援事業の二次公募を実施いたします。被災地域では本年度の事業への着手が遅れざるを得ないことに配慮し、柔軟な対応を行います。

1. 制度の目的

この事業は、鋳造、鍛造、切削加工、めっき等の20分野技術の向上につながる研究開発からその試作までの取組を支援することが目的です。

特に、複数の中小企業、最終製品製造業者や大学、公設試験研究機関等が協力した研究開発であって、この事業の成果を利用した製品の事業化についての売上見込みやスケジュールが明らかとなっている提案を支援いたします。

戦略的基盤技術高度化支援事業の仕組み



- 事業管理機関 例：民間企業（中小企業、大企業）、個人事業者、大学、財団・社団法人、公設試等 ※詳細は次ページの①事業管理機関を参照。
- 研究実施機関 例：同上 ※詳細は次ページの②研究実施機関を参照。
- アドバイザー 例：川下企業、公設試、大学等 ※詳細は次ページの④アドバイザー参照。

2. 応募対象者

- 二次公募の応募対象は、主たる研究実施場所を特定被災区域(※)とする計画とします。

※特定被災区域

岩手県・宮城県・福島県の全域、青森県・茨城県・栃木県・千葉県・新潟県・長野県の一部の市町村(東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律に基づき定める特定被災区域。詳細は別表1を参照)

- 中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律(以下「法」という。)の認定を受けたものづくり中小企業を含む、下記に記す①～④の事業管理機関、研究実施機関、総括研究代表者、副総括研究代表者、アドバイザーによって構成される共同体を基本とします。
※共同体の構成員は、日本国内に本社を置いて、かつ、日本国内で研究開発を行っていることが必要です。
- 共同体の構成員には、法認定申請を行い、認定を受けた「申請者」と「共同申請者」(以下「法認定事業者」)及び協力者を全て含む必要があります。

※ここでいう協力者とは、法施行規則に規定する申請書の別表4に記載する協力者です。

3. 応募対象事業

この事業の応募対象は、法第3条に基づき経済産業大臣が定める「特定ものづくり基盤技術高度化指針」に沿って策定され、新たに法第4条の認定(法第5条の変更認定を含む。)を受けた特定研究開発等計画(以下「法認定計画」という。)を基本とした研究開発等の事業になります。なお、応募対象事業における主な留意事項は、以下のとおりです。

(1) 中小企業要件

- この事業の資金計画は、「中小企業要件」として、「委託対象となる複数年の計画全体」で、中小企業が受け取る額(中小企業が使用する機器設備額(購入・改造等及びリース・レンタル)も含む。)が、事業管理機関が国から受け取る委託額の「2/3」以上である必要があります(7ページ別表2の図1・図2を参照。また、中小企業の定義などの詳細についても、同表を参照)。

(2) この事業の研究開発計画

- この事業は、試作開発等の事業化につながる取組まで支援対象となります。また、研究開発計画のうち本質的な部分(研究開発要素がある業務)を外注することはできません。
- 法認定計画の内容がものづくり基盤技術の高度化に関する記載だけであったとしても、この事業の研究開発計画においては、その高度化された技術を製品に結び付ける試作開発等の計画まで明記することが必要です。
- このため、この事業の委託期間の終了後1年以内までに、サンプル出荷等ユーザーからの評価を受けることが可能な計画であることが必要となります。
- この事業の委託対象は研究開発から試作までですが、この事業の成果について、事業化までの道筋が明確に描けているものが対象となります。売上高(見込み)を具体的に設定するとともに、事業化に向けた体制やスケジュールについて明記し、この事業の委託期間終了後5年以内を目処に事業化を達成することを目標としてください。

(3) 法認定計画との関係

- この事業は、法認定計画を基本とするものであり、法認定事業者及び法認定計画に記載された協力者(以下「認定計画記載者」という。)以外の者についても共同体のメンバーとすることはできますが、認定計画記載者全てが参加する必要があります。
- 4年度以上にわたる研究開発計画について応募される場合は、法認定計画のうち連続した2年度又は3年度の期間を指定し、その期間内で達成できる具体的目標値及び計画全体の目標値に対する達成割合が明確となった計画を策定し、応募してください。この場合、委託契約期間外においても研究開発の実績について後記7. (4) ②追跡調査による報告が必要となります。

(4) 過去に採択された法認定計画

- 過去にこの事業に採択された法認定計画は、対象とはなりません。

4. 再委託対象となる経費

再委託対象となる経費は、研究実施機関が事業管理機関から委託を受けた研究開発の遂行に直接必要な経費とします。具体的には、以下の(1)から(3)までのとおりです。

※再委託対象経費の計上にあたっては、その必要性及び金額の妥当性を明確にできるようにしてください。

※再委託対象経費の計上にあたって不明な点については、事業管理機関を通じて担当経済産業局等にお問い合わせください。

(1) 労務費

○ 労務費単価は、原則、健保等級に基づいて算定することとします。

※健保等級ルール(戦略的基盤技術高度化支援事業における労務費の計算に係る実施細則)の詳細については、次のホームページを参照。

<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/sapoin/2011/download/110722SK-rule.pdf>

① 研究員費

委託業務に直接従事した研究者等の労務費(原則として本給、賞与、諸手当を含む)。

② 補助員雇上費

委託業務に直接従事したパート等の補助員労務費であって、研究員費以外のもの。

(2) 事業費

① 消耗品費

委託業務に直接要した資材、部品、消耗品等の製作又は購入に要した経費。

② 旅費・交通費

委託業務を遂行するために特に必要とした旅費、滞在費及び交通費であって、研究実施機関の旅費規程等により算定された経費。

③ 外注費

委託業務の遂行に必要な分析等の外注に係る経費。

④ その他特別費

以上の各経費のほか、委託事業の実施にあたって特に直接必要と認められる経費。

※計上するにあたっては、事業管理機関を通じて担当経済産業局等へ協議してください。

(3) 一般管理費

再委託に必要な経費のうち、他の用途と明確に区分できない経費。

※原則として、上記(1)・(2)に係る経費の合計額に、当該法人等の直近決算における一般管理費率(直接経費の10%を上限とする。)を乗じて算出するものとします。

5. 研究開発期間と研究開発規模

研究開発期間	2年度又は3年度
研究開発規模 (上限額)	平成23年度(平成24年3月31日まで)に行う研究開発に要する費用の合計額(税込)が、3,500万円以下。
想定件数	15件程度

○ 上限額の対象となる金額は、応募をする時点で、応募者において必要であると想定している経費の合計額としますので、実際の契約金額とは異なります。

○ また、想定件数は、公募開始時点での想定となっておりますので、予告無く変更されることがあります。

○ この事業における委託契約の2年度目以降は、原則として次のとおりです。

年度	研究開発費
2年度目	3,500万円以内
3年度目	2,700万円以内

○ この事業に応募する研究開発期間は、次のとおり法認定計画の期間に含まれている必要があります。

研究開発期間	法認定計画の計画実施期間の終期
2年度の場合	平成25年3月31日以降であること
3年度の場合	平成26年3月31日以降であること

6. 応募手続き等の概要

(1) 受付期間

期間:平成23年7月22日(金)～平成23年8月31日(水)

時間:10:00～12:00、13:30～17:00／月曜～金曜(祝日を除く。)

(2) お問い合わせ先

- お問い合わせ先は、主たる研究を実施する所在地を担当する経済産業局等の担当課(裏表紙に記載)となります。

(3) 提出書類

- 【様式2—1】、【様式2—4】、【様式3—4】、【別紙】については、研究実施機関が主体となって作成ください。その他の様式については、共同体構成員でご相談いただき、事業管理機関が主体となって作成ください。
- 書類の提出は、事業管理機関が行ってください。

(4) 審査方法・基準

- 担当経済産業局等及び中小企業庁に設置する外部有識者等の採択審査委員会において、8ページの【別表3】で定める審査基準に基づいて審査を行います。
- 採択審査委員会は非公開で行われます。また、必要に応じてヒアリングを行います。

(5) 審査結果の通知

- 採択案件(委託契約予定者)の決定後、提案者全員に対して、速やかに採択・不採択の結果を担当経済産業局等から事業管理機関に通知します。
- 採択決定通知書の送付後に委託契約予定者に対して、契約の意思確認を行います。

(6) 採択案件の公表

- 採択案件の公表に際しては、計画名、事業概要、事業管理機関及び法認定事業者等をホームページ等で公表します。
- 公表時期は平成23年10月中旬を予定しています。

(7) その他応募に関すること

- この事業の提案書を提出するにあたり、研究実施者(総括研究代表者)について、事前にe-Radへ「研究機関の登録」及び「研究者の登録」を行う必要があります。登録の詳細については、次のホームページをご参照ください。

<http://www.e-Rad.go.jp>

ただし、やむを得ない事情により、受付期間終了までに e-Rad への登録手続きが完了できない場合は、e-Rad への登録手続き中であることを説明する資料(府省共通研究開発管理システム(e-Rad)所属研究機関登録申請書)を提出してください。

e-Rad への登録には、2週間程度の手続き期間が必要となりますが、公募期間中は、申し込みが殺到し、登録手続きに相当の日数を要する場合がありますので、できる限り早い段階で余裕をもって登録手続きを行ってください(公募受付期間前でも登録手続きが可能です。)

- 具体的には同一企業が類似内容でこの事業以外の国の委託事業や補助事業等に併願してする場合等には、重複して採択しないこととされています。

【別表1】

特定被災区域

○青森県
八戸市、三沢市、上北郡おいらせ町、三戸郡階上町
○岩手県
全域
○宮城県
全域
○福島県
全域
○茨城県
水戸市、日立市、土浦市、古河市、石岡市、結城市、龍ヶ崎市、下妻市、常総市、常陸太田市、高萩市、北茨城市、笠間市、取手市、牛久市、つくば市、ひたちなか市、鹿嶋市、潮来市、常陸大宮市、那珂市、筑西市、稲敷市、かすみがうら市、桜川市、神栖市、行方市、鉾田市、つくばみらい市、小美玉市、東茨城郡茨城町、同郡大洗町、同郡城里町、那珂郡東海村、久慈郡大子町、稲敷郡美浦村、同郡阿見町、同郡河内町、北相馬郡利根町
○栃木県
宇都宮市、足利市、小山市、真岡市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、芳賀郡益子町、同郡茂木町、同郡市貝町、同郡芳賀町、塩谷郡高根沢町、那須郡那須町、同郡那珂川町
○千葉県
千葉市、銚子市、市川市、船橋市、松戸市、成田市、佐倉市、東金市、旭市、習志野市、八千代市、我孫子市、浦安市、印西市、富里市、香取市、山武市、印旛郡酒々井町、同郡栄町、香取郡多古町、同郡東庄町、山武郡九十九里町、同郡横芝光町
○新潟県
十日町市、上越市、中魚沼郡津南町
○長野県
下水内郡栄村

【別表2】

中小企業の定義

中小企業者であるかどうかについては、業種ごとに資本金基準と従業員基準の二つの基準があり、【表1】のいずれか一方を満たせば、中小企業者として、この事業の対象となります。

なお、みなし大企業については、この事業の2/3要件の算定では中小企業として取扱いません。

※『みなし大企業の定義』

- ・発行済株式の総数又は出資金額の2分の1以上が同一の大企業の所有に属している法人
- ・発行済株式の総数又は出資金額の3分の2以上が複数の大企業の所有に属している法人
- ・大企業の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の2分の1以上を占めている法人

○上記の「大企業」とは、中小企業基本法に規定する中小企業者以外の者で事業を営む者をいいます。ただし、以下に該当する者については、上記の「大企業」として取り扱わないものとします。

- ・中小企業投資育成株式会社法に規定する中小企業投資育成株式会社
- ・廃止前の中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法に規定する指定支援機関（ベンチャー財団）と基本約定書を締結した者（特定ベンチャーキャピタル）
- ・投資事業有限責任組合契約に関する法律に規定する投資事業有限責任組合

【表1】中小企業者としてこの事業の対象となる基準

主たる事業として営んでいる業種	資本金基準 資本の額又は 出資の総額	従業員基準 常時使用する 従業員の数
製造業、建設業、運輸業及びその他の業種（下記以外）	3 億円以下	300 人以下
ゴム製品製造業（自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。）	3 億円以下	900 人以下
小売業	5 千万円以下	50 人以下
サービス業（下記 3 業種を除く）	5 千万円以下	100 人以下
ソフトウェア業及び情報処理サービス業	3 億円以下	300 人以下
旅館業	5 千万円以下	200 人以下
卸売業	1 億円以下	100 人以下

（注）常時使用する従業員の数には、事業主、法人の役員、臨時の従業員を含みません。

※中小企業者としてこの事業の対象となる組合及び連合会は、以下のとおりです。

事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会、水産加工業協同組合、水産加工業協同組合連合会、商工組合、商工組合連合会、技術研究組合（直接又は間接の構成員の 2/3 以上が中小企業者である場合）

（注）企業組合及び協業組合も中小企業者としてこの事業の対象となります。

図 1 事業管理機関が中小企業者以外の場合

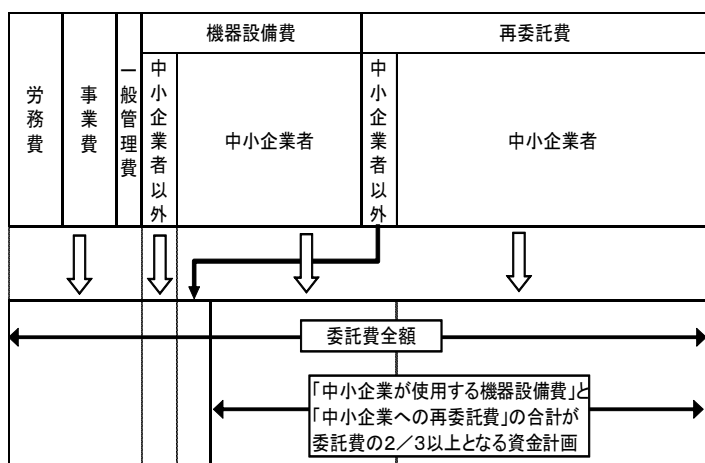
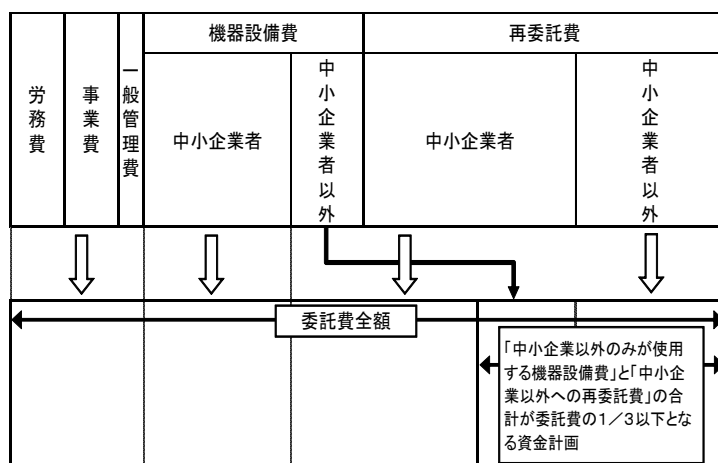


図 2 事業管理機関が中小企業者の場合



【別表3】

審 査 基 準

前記2. 応募対象者及び3. 応募対象事業の内容を満たしている提案について、以下の項目を基に評価し、総合的な審査を行います。

I. 技術面からの審査項目

我が国製造業の国際競争力強化につながる研究開発であること、研究開発目的が明確で研究開発を適切に実施可能な研究開発体制を有していること等について審査します。

①技術の新規性、独創性及び革新性

研究開発対象の技術が、新規性、独創性又は革新性を有すること。

②研究開発目標値の妥当性

研究開発目標値(数値等)が適切な目標(川下製造業者の抱える課題及び要請を踏まえた目標)であること。

③目標達成のための課題と解決方法及びその具体的実施内容

目標達成のための課題が明確で、その解決方法が適切であること。また、課題を解決するための研究開発の期間と進め方及び体制が適切であること。体制については、複数の中小企業、最終製品製造業者や大学、公設試験研究機関等の幅広い川上・川下企業や異分野・異業種の関係者が参加していることも評価する。

④研究開発の波及効果

研究開発の成果が、他の技術や産業へ波及的に影響を及ぼすこと。特に、研究開発の成果によって新たな事業への展開の可能性が高く、先進性、波及効果が高く見込まれるものを評価する。

II. 事業化面からの審査項目

研究開発成果が事業化された場合どの程度の経済効果が期待できるか(共同体の事業化能力を含む)、またコスト面において市場導入の可能性があるか等について審査します。

①目標を達成するための経営的基礎力

事業化を達成するための、資金、人材、技術等の経営資源が十分に備わっていること。

②事業化計画の妥当性

事業化計画が、川下製造業者からの評価、知財戦略が含まれている等、具体的であり、かつ、その内容が妥当であること。また、販売先、最終ユーザー等の事業化の体制が具体的に示されていること。

③事業化による経済効果

事業化が達成された場合において、様々な産業に経済効果を及ぼすこと。

III. 政策面からの審査項目

提案された研究開発が、各政策に沿った計画であるかどうかについて審査します。

①産業政策との整合性

提案された研究開発が、ごく限られた企業等にのみ効果をもたらせるものではなく、当該産業界における課題等を的確に把握し、新たな解決策となるなど、我が国製造業の発展に資する計画であること。特に、新成長戦略における戦略分野との関係が明確で当該分野の推進に資する計画については評価する。

②中小企業政策との整合性

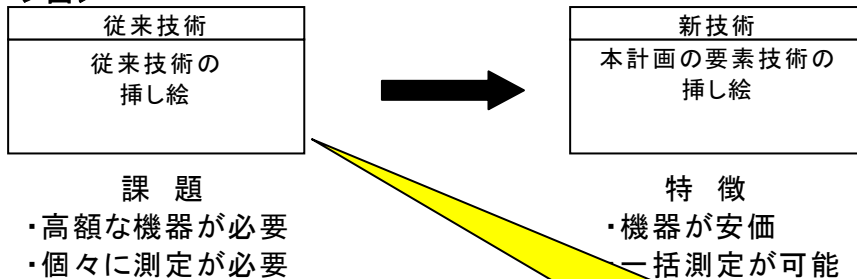
提案された研究開発が、当該事業に参加している中小企業自らが努力し、成長・発展していくような計画であること。

研究開発内容等説明書

計画名：

①研究開発の概要

<イメージ図>



○新技術を実現するために解決すべき研究課題

□新技術を実現するために解決すべき研究課題を記載してください。

□特定研究開発等計画の目的・目標・方法・内容等を分かりやすくビジュアルに表現したプレゼンテーション資料を作成してください(1~4枚)。
□従来技術と新技術の違いが明確にわかる研究開発全体のイメージ図を記載してください。

②研究開発の背景及び当該分野における研究開発動向

(八) 鑄造に係る技術に関する事項

1 鑄造に係る技術において達成すべき高度化目標

(1) 自動車に関する事項

①川下製造業者等の抱える課題及びニーズ

カ. 低コスト化

……の高強度化において、……

□「高度化指針」において定める川下製造業者等の抱える課題及び要請(ニーズ)を掲げたのち(※認定申請書の別表1(特定研究開発等計画)の『特定ものづくり基盤技術の高度化を図るための特定研究開発等の目標』から転記してください。)、研究開発の背景やこれまでの取り組みについて概要を記述してください。

②研究開発の背景(これまでの取組など) ……自動車業界では……が行われてきたが、……の加工の精度が低く、……

……できなかった。

このため、……の○○化に向けた研究が行われてきたが、現状では……の点において……課題が生じてい……

□当該分野の研究開発動向について、社会的・経済的・技術的背景を踏まえ、応募テーマに関連・類似する最新の技術水準や今後のトレンド、国内外の研究開発動向をもとに、応募テーマとの関係相違点を含め明瞭に記述してください。

□研究開発に参画する者が特許権者又は実施権者となり、今計画に使用する特許について、「特許登録番号」と「名称」を示し、国内外他社における類似特許との関係、抵触等の可能性などについても記述してください。

③研究開発の高度化目標及び技術的目標値

高度化目標

ア. 低燃費を可能とする新エンジン開発のための新素材・新構造鍛造技術の開発

.....に対応した.....の向上

従来技術では、.....であり、.....

.....を飛躍的に向上させる。

【1. ...課題への対応】

【1-1】〇〇の設計

...から...へ置換することで...加工時間を1/2程度に削減する。

【1-2】□□材の評価

...を実施することで、.....加工時間を1/10程度に削減する。

【2. 〇〇〇の分析】

...の性質を向上することにより、.....従来比較して3倍の長寿命化の実現

【3.の開発】

【3-1】...本体の開発

【3-2】...

□研究開発の実施段階、個別研究開発の性質等に応じた研究開発に関する研究開発項目(サブテーマ)を設定し、当該研究開発項目の区分ごとに番号を付して記述し、サブテーマごとに技術的目標値の客観的な指標を記述してください。

□認定申請書の別表2(特定研究開発等の内容)の『1. 特定研究開発等の具体的内容』に設定したサブテーマから転記してください。)

□「高度化指針」において定める高度化目標を掲げたのち、前記②の背景等を踏まえた研究開発の高度化目標について概要を記述してください。

□技術的目標値は、可能な限り定量化した指標を設定することが望ましいですが、定性的な指標でも差し支えありません。

□また、全体の研究開発期間が事業期間を超える場合は、この事業の委託契約期間中に達成すべき目標を特に具体的かつ明確に記述してください。

④研究開発の具体的内容

【1. ...課題への対応】

【1-1】〇〇の設計

.....

【2. 〇〇〇の分析】

.....の微細化に...

.....

.....

【3.の開発】

【3-1】...本体の開発

【3-2】...評価の実施

⑤期待される効果

【研究開発成果の効果(波及効果も含む。)】

これまでの...では、.....

.....の飛躍的向上により、.....となることが見込まれる。

【新たな事業展開の可能性】

.....の成果を活用することによって、.....

□研究開発成果が、他の技術や産業へ波及的に影響を及ぼし、研究開発成果が普及した場合の効果について明確に記述してください。

□また、研究開発成果が新たな事業へ展開する可能性がある場合は、その説明・根拠を具体的かつ明確に記述してください。

⑥専門用語等の解説

【〇〇□□】〇×加工の...において.....

□今回の提案に際して使用した専門用語・略語等について、それぞれ簡潔に(1件最大300文字程度まで)解説してください。

* 様式2—1全体で7枚以内としてください。

研究開発成果に係る製品等(※)の事業化計画説明書

※「製品等」とは、この事業の研究開発の成果である新技術又は新技術を用いた製品や役務の提供等を指します。

計画名：

① この事業により開発する技術を用いた製品等(※)

※製品等が複数ある場合は、製品等ごとに記載すること。

□製品等が複数ある場合は別々に記載してください。

	製品等の名称	製品等の概略(用途、特徴等)
(1)	〇〇の精密微細加工技術	この事業によって開発した〇〇の精密微細加工技術を導入した□□システムにより、自動車等に用いられる☆☆部品を生産する。
(2)	△△装置	この事業によって開発した××技術を導入した△△装置を販売する。
(3)	××技術に係る特許権	この事業によって開発した××技術に係る特許権を取得し、ライセンス付与を行う。

□知的財産権によるライセンス収入等を目指す場合、その旨及び概要も記載してください。

② この事業終了から事業化に至るまでのスケジュール

※製品等が複数ある場合は、製品等ごとに記載すること。

製品等の名称	(1) 〇〇の精密微細加工技術					
開発事業者	株式会社〇〇製作所					
想定するサンプル出荷先	株式会社□□会社					
事業終了後の経過年数	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	
サンプルの出荷	→					
追加研究		→				
設備投資			→	→	→	
製品等の生産						→
製品等の販売						→
売上高(千円)						
販売数量(単位を記載)						
売上高の根拠						

□想定される市場、売上高の積算根拠及びそれが達成できる理由について記述してください。

□事業終了後1年以内にサンプル出荷等ユーザーからの評価を受けることは、この事業の計画において必須事項です。
□サンプル出荷等の予定については必ず記載して下さい。

製品等の名称	(2) △△装置					
開発事業者	▽▽技研株式会社					
想定するサンプル出荷先	株式会社□□会社					
事業終了後の経過年数	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	
サンプルの出荷	期間内に実施					
設備投資			→			
製品等の生産						→
製品等の販売						→
売上高(千円)						
販売数量(単位を記載)						
売上高の根拠						

□製品等が複数ある場合は、製品等ごとに記載してください。

□この事業終了時点から事業化を達成するまでのスケジュールを記載してください。スケジュール欄には、以下の項目を記載してください。
・サンプル出荷等ユーザーからの評価(必須)
・追加研究(任意)
・設備投資(任意)
・製品等の生産(必須)
・製品等の販売(必須)
※その他必要に応じ項目を任意に追加しても構いません。

□想定される市場、売上高の積算根拠及びそれが達成できる理由について記述してください。

製品等の名称		(3) ××技術に係る特許権				
開発事業者		▽▽技研株式会社				
想定するサンプル出荷先		株式会社□□会社				
スケジュール	事業終了後の経過年数	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目
	特許出願	→				
	出願公開		→	→	→	→
	特許権設定			→	→	→
	ライセンス付与			→	→	→
	売上高(千円)					
売上見込	売上高の根拠					
	☐ 想定されるライセンス先、売上高の積算根拠及びそれが達成できる理由について記述してください。					

☐ 事業化計画における製造・販売ルート、仕入先・販売委託先・販売先・最終ユーザーの関連を踏まえて、A4判1枚以内で図示・説明してください。

③ 事業化の体制図

```

graph TD
    S1[仕入先  
・○○  
・××] -- 納入 --> RD1[【研究開発実施機関】  
□□研究所]
    S2[仕入先  
・○○  
・××] -- 納入 --> RD2[【研究開発実施機関】  
○▽大学]
    RD1 -- 技術相談 --> LE1[【研究開発実施機関 法認定企業】  
(株) ○○製作所]
    RD2 -- 技術相談 --> LE2[【研究開発実施機関 法認定企業】  
▽▽技研 (株)]
    RD1 -- 技術指導 --> LE1
    RD2 -- 技術指導 --> LE2
    LE1 -- 発注 --> SD1[販売先  
○○産業  
・△△自動車株式会社  
・株式会社××]
    LE1 -- 販売 --> SD2[販売先  
××産業  
・△△電器株式会社  
・株式会社☆☆]
    LE2 -- 発注 --> SD3[販売先  
△△産業  
・△△建設株式  
・株式会社◇◇]
    LE2 -- 販売 --> LD[ライセンス先  
◇◇産業  
・株式会社◇◇]
    S1 -- 発注 --> LE1
    S2 -- 発注 --> LE2
    LD -- ライセンス料 --> LE2
    LD -- ライセンス付与 --> LD
  
```

※様式2-4全体で4枚以内としてください。

【様式3-4】

参加企業の概要（参加企業1社ずつ作成）

企 業 名		連絡先	Tel: Fax:
本社所在地	〒	代 表 者 役職・氏名	
主な事業所 とその所在 都道府県名称	☐ 支社（ ☐ 県） ☐ 工場（ ☐ 県） ☒ ▽研究所（ ☐ 府）	☐ 大企業は【 】に◎を記載 ☐ ◎	☐ 出資比率順に上位4者（5 番目以降の出資者は“ほ か〇社”と）を記載してくだ さい。いわゆる3セク（自治 体からの出資等がある）の 場合は比率順に関係なく 全ての自治体について記 載してください。
資 本 金	百万円	主な出資者 (出資比率)	☐ 〇〇〇県(60%) ☐ 〇〇〇(株)▽ ☐ 〇〇(30%) ☐ 〇〇〇(株) ☐ 〇〇(10%)
従業員数 (うち研究員数)	(人)		
設 立 年 月 日 (経過年数)	(年 月 日)	主な事業 の業種名	☐ 中小企業基本法に基づく、製 造業その他／卸売業／小売 業／サービス業の別を記載し てください。
過去3年官公庁 共同研究経験	件	主な製品・ サービス等	
参加団体	***学会 ...協会 など		
過去3年間 参加研究会	***研究会 ...プロジェクト など		

財務状況（直近4期分の実績を記載）

（単位：百万円）

	/	/	/	/
① 売上高 (当期収入合計額)				
② 経常利益 (当期収入合計額-当期支出合計額)				
③ 当期利益				
減価償却費				
繰越利益 (次期繰越し収支差額)				
研究開発費				

※大学・公設試験研究機関においては、作成不要です。

財務状況説明について、事業管理機関（認定企業が事業管理機関の場合を除く。）となる企業は、財務状況の記載省略可。その際は「事業管理機関概要を参照」と記載してください。ベンチャー企業など4期分の決算が存在しない場合は、存在する年度について記載。

類似計画等状況説明書

□本様式は、該当案件がある
場合のみ作成してください。

事業名称	例：〇〇事業
事業主体 (関係省庁等)	例：〇〇経済産業局(経済産業省)
テーマ名	
総括研究 代表者	
研究開発等 実施者	□コンソーシアムメンバーを記載してください。
提案額	千円
研究期間	例：平成〇年〇月～平成〇年〇月
研究開発内容	
その他	□この事業を含め、経済産業省その他の省庁等(各々に 関連した特殊法人等の外郭機関を含む)による研究開発 制度・事業において、<u>実施済み又は実施中若しくは申請 中及び申請予定</u>とされているもののうち、本提案内容と 類似した研究開発内容(同一研究実施機関の関与又は 同一の技術シーズを用いるなど)と思われるもの又はそ の恐れがあるものについては、当該案件ごとに双方の研究 内容等につき、それぞれの相違点について本様式によ り簡潔に説明してください。

担当経済産業局等（法認定の申請や提案書の提出先）

※主たる研究実施場所の都道府県を担当する経済産業局にご提出ください。

名称及び担当課	所在地及び連絡先電話番号	担当する都道府県名
東北経済産業局 地域経済部 情報・製造産業課 産業技術課	〒980-8403 仙台市青葉区本町 3-3-1 仙台第 1 合同庁舎 法認定の申請：情報・製造産業課 TEL：022-221-4903 提案書の提出：産業技術課 TEL：022-221-4897	青森県、岩手県、 宮城県、福島県
関東経済産業局 産業部 製造産業課	〒330-9715 さいたま市中央区新都心 1-1 さいたま新都心合同庁舎 1 号館 TEL：048-600-0307	茨城県、栃木県、 千葉県、新潟県、 長野県

e-Rad（府省共通研究開発管理システム）に関する問い合わせ先

e-Rad ヘルプデスク	TEL0120-066-877 (受付時間：土曜・日曜・祝祭日・年末年始を除く 9:30 ～ 17:30)
--------------	---